

**受講者募集**

**まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)**

学習支援を通じて、基礎学力の定着・自学の促進を行うとともに、家庭環境の改善や幅広い社会性の定着を促します。学習塾が派遣する大学生を中心とした講師による講座です。  
**対**ひとり親家庭=次のすべての要件を満たす方 ①市内在住のひとり親家庭の子どもで、かつ、小学4年生～中学2年生②児童扶養手当法による手当を全額受給している世帯③生活保護法による保護を受けていない世帯④生活困窮者自立支援法に規定されている学習支援を受けていない世帯、養育家庭=市内在住の養育家庭に預けられた子どもで、かつ、小学4～6年生  
**場**集合型=町田駅周辺(2か所)、派遣型=受講者の自宅(町田市内)  
**定**集合型40人程度、派遣型10人程度/選考  
**申**申請書に必要事項を記入し、5月7日まで(消印有効)に直接または郵送で子ども家庭支援センター(市庁舎2階)へ。  
 ※申請書は、子ども家庭支援センター、町田・玉川学園・鶴川・南町田の各駅前連絡所で配布します(まちだ子育てサイトでダウンロードも可)。  
**問**子ども家庭支援センター☎724・4419

**受講者募集**

**生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援事業**

大学生を中心とした学習支援員が、アットホームな雰囲気の中で一人ひとりの学力に応じた個別指導や屋外での社会的・文化的な体験活動を行います。  
 また、保護者の方は、子どもの学習などに関する相談を通じた支援や進

級・進学にあたっての公的支援制度の案内などを受けることができます。  
**対**市内在住の小学4年生～中学生で、次のいずれかの要件を満たす方 ①生活保護受給世帯(ただし、自立支援プログラムによる塾代の補助を受けている子どもを除く)②児童扶養手当を全額受給している世帯  
 ※まこちゃん教室(ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)と重複しての利用はできません。  
**場**町田教室(町田駅周辺)、忠生教室(小山田桜台周辺)  
**定**各20人(選考)  
**申**申請書に必要事項を記入し、5月7日まで(消印有効)に直接または郵送で生活援護課(市庁舎1階)へ。  
 ※申請書は、生活援護課、町田・玉川学園・鶴川・南町田の各駅前連絡所で配布します(町田市ホームページでダウンロードも可)。  
**問**生活援護課☎724・4013

**高齢者・障がい者のための**

**福祉法律相談**

**対**市内在住の高齢者・障がいのある方、またはその家族や関係者  
**日**4月16日(火)午前9時～11時30分

**場**町田市民フォーラム

**内**成年後見制度、相続、遺言、贈与、財産分与、権利侵害等の相談  
**申**氏名・電話番号を明示し、電話またはFAXで(社福)町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461FAX725・1284)へ。  
**問**福祉総務課☎724・2537

**農産物出荷者募集**

2020年春オープン予定の町田薬師池公園四季彩の杜西園ウェルカムゲートで、町田産農産物を販売します。販売所で取り扱う農産物を出荷できる農業者を募集します。  
**対**新鮮・安全・安心で質の良い農産物を出荷できる農業者  
**申**申請書類(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、4月26日まで(消印有効)に直接、郵送またはFAXで農業振興課(市庁舎9階)へ。  
 ※詳細は町田市ホームページをご覧ください。  
**問**農業振興課☎724・2166

**街路灯・公園灯のLED照明**

**更新工事が始まります**

市が管理している街路灯・公園灯

をLED照明へ更新するため、2月下旬から現地調査を進めています。調査が終わった場所は、4月から工事を行い、工事完了は2021年3月末を予定しています。工事に関するお問い合わせのほか、街路灯・公園灯の不点灯や、電灯がまぶしい等の相談を受け付けるコールセンターも開設します。ご利用下さい。  
**問**コールセンター(町田市街路灯・公園灯LED更新事務所)☎0120・280・070(受付時間=午前9時～午後5時、土・日曜日、祝休日を除く)、町田市道路維持課☎724・1121、町田市公園緑地課☎724・4399

**子どもクラブ**

**指定管理者を募集します**

(仮称)鶴川第二中学校区子どもクラブ(三輪緑山1-5)の指定管理者を募集します。  
**対**児童館、学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、保育室、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市内に事務所・事業所を有する法人  
**指定期間**2020年4月1日～2025年3月31日(5年間)  
**申**募集要項(町田市ホームページでダウンロード)を参照し、必要書類をお持ちのうえ、4月22日午前9時～26日午後5時に直接児童青少年課(市庁舎2階)へ。  
**問**児童青少年課☎724・4097

**利用者募集 おうちでごはん事業**

**問**募集・申請方法について=(社福)町田市社会福祉協議会☎722・4898、事業概要について=町田市子ども家庭支援センター☎724・4419

ボランティアが、平日の夕方に利用者のご自宅にお弁当を配達します(年24回)。また、必要に応じて、町田市社会福祉協議会の職員が利用者のご自宅に相談支援を行います。  
 ※本事業はふるさと納税を活用して実施しています。  
**対**次のすべての要件を満たす方 ①市内在住のひとり親世帯で、児童扶養手当法による手当を受給し

ている世帯の18歳未満の子どもとその保護者②生活保護法による保護を受けていない世帯  
 ※子どものみ、保護者のみの利用はできません。  
**定**80人(選考)  
**申**申請書に必要事項を記入し、4月8日～5月7日(消印有効)に直接または郵送で町田市社会福祉協議会へ。  
 ※申請書は対象要件を満たす方に郵送します。

**4月16日(火) コンビニ証明書自動交付サービスを終日休止**

システムメンテナンスのため、4月16日はコンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスを終日休止します。  
 交付の再開は、4月17日(水)午前6時30分からです。  
**問**市民課☎724・2864

**該当する方は申請を 各種福祉手当**

**問**障がい福祉課☎724・2148FAX050・3101・1653

各手当の概要は下表のとおりです。該当する方は、手当が支給される場合があります。手当によって認定要件や提出書類が異なりますので、申請の前にお問い合わせ下さい。また、認定とならない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

**各種福祉手当一覧**

2019年4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)	支給日
障害児福祉手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1・2度程度③常時介護を必要とする状態にある障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	1万4790円 (2019年3月分までは1万4650円) ※請求の翌月分から支給されます。	2月(=11月～1月分)、5月(=2月～4月分)、8月(=5月～7月分)、11月(=8月～10月分)の10日
特別児童扶養手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がい・精神障がいがある ※所定の診断書で審査します(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	手当等級1級=5万2200円(2019年3月分までは5万1700円) 手当等級2級=3万4770円(2019年3月分までは3万4430円) ※請求の翌月分から支給されます。	4月(=12月～3月分)、8月(=4月～7月分)、11月(=8月～11月分)の11日
特別障害者手当	①～③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1・2度程度③上記と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	2万7200円 (2019年3月分までは2万6940円) ※請求の翌月分から支給されます。	2月(=11月～1月分)、5月(=2月～4月分)、8月(=5月～7月分)、11月(=8月～10月分)の10日
心身障害者福祉手当	①～④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。年齢要件には例外もありますので詳細はお問い合わせ下さい。	1万5500円 ※請求の当月分から支給されます。	4月(=12月～3月分)、8月(=4月～7月分)、12月(=8月～11月分)の25日
重度心身障害者手当	①～③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円 ※請求の当月分から支給されます。	毎月20日までに前月分を支給

※扶養義務者=申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等/上記支給日以外に支払うこともあります/支給日が土・日曜日、祝休日の場合は、原則としてその直前の金融機関営業日を支給日とします/特別児童扶養手当・重度心身障害者手当は東京都から入金されます。